

## エコアクション21地域判定委員会 規程

「エコアクション21地域事務局 徳島県中小企業団体中央会」認証・登録制度実施要領1.2に規定するエコアクション21地域判定委員会（以下「地域判定委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条 地域判定委員会は、次の事項を審議する。

- （1）事業者のエコアクション21認証・登録の可否
- （2）エコアクション21審査人の審査結果に対する異議
- （3）その他事業者のエコアクション21認証・登録に関する事項

（構成及び委員の委嘱）

第2条 地域判定委員会は、必要に応じて複数設置し、一つの委員会は3名以上5名以内をもって構成し、委員は次に掲げる者のうちから、徳島県中小企業団体中央会会長が委嘱する。

- （1）事業者の環境への取組に関する専門家及び有識者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として連続して10年を超えないものとする。

（委員長）

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（地域判定委員会の開催）

第5条 地域判定委員会は、徳島県中小企業団体中央会会長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 地域判定委員会は、必要に応じて開催するものとする。

（会議の定足数及び議決数）

第6条 会議は、これを構成する3名以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 会議の決議は、全会一致を原則とする。

（規程の改廃）

第7条 本規程は、地域運営委員会において、委員の2/3以上の賛成によって改廃できるものとする。

[附則] 平成20年8月18日 施行